

関係法令及び多摩市関係条例・施行規則等の抜粋

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

○多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、多摩市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、委員15人以内をもって構成する。

4 委員は、市民、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第33条 市長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

2 前項の規定により定めた一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示しなければならない。

(裏面有)

○多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

第3条 条例第7条第1項の規定により設置する多摩市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、審議会委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会は、会長が招集する。
- 6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、審議会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

(一般廃棄物処理計画)

第14条 条例第33条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みに関する事項
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分に関する事項
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 前項に規定する計画には、条例第47条第1項の規定に基づき市長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に関しても必要な事項を定めるものとする。

○多摩市自治基本条例

(計画策定等への参画)

第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。